

第1回JOBナビすいた運營業務委託事業者選定委員会議事録

- 1 日 時 平成29年5月8日（月） 午後3時～4時
- 2 場 所 吹田市役所 低層棟3階 教育委員室
- 3 【出席者】 島谷委員、島村委員、清水委員、林委員、山崎委員
【事務局】 中嶋部長、熱田次長、中川室長、奥山総括参事、光岡参事、大音主幹、西村主査、大黒係員
- 4 案 件 JOBナビすいた運營業務委託事業者公募に係る実施要領、仕様書、審査基準について
- 5 議事内容
 1. 開会
 2. 委嘱状交付
 3. 委員長選出
 4. JOBナビすいた運營業務公募型プロポーザル実施要領（案）について
 5. JOBナビすいた運營業務仕様書（案）について
 6. JOBナビすいた運營業務公募型プロポーザル審査基準（案）について

事務局：本選定委員会は、JOBナビすいた運營業務委託事業者選定委員会規則第4条第1項に「委員会に委員長を置き、委員の互選により定めるとなっております。そこでまず、委員長を決めたいと思いますが、どなたか立候補またはご推薦いただける方はございませんでしょうか。

事務局：ございませんようでしたら、事務局からご提案させていただきます。島谷委員に委員長をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

事務局：みなさまのご了解をいただいたようですので、委員長は島谷委員に決定させていただきたいと思います。それでは、島谷委員長改めましてご挨拶のほうお願いいたします。

委員長：ただいま委員長に推薦されました社会保険労務士の島谷と申します。本日の委員会が実りのある委員会になりますよう、精一杯審議を務めさせていただきますので、皆様ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

事務局：ありがとうございます。それでは都市魅力部長中嶋より島谷委員長へ諮問書をお渡しさせていただきます。

事務局：なお、都市魅力部長の中嶋、次長の熱田につきまして、本日の公務の都合上、ここで退席させていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局：これより、進行につきましては、島谷委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

委員長：ありがとうございます。それではですね、次第に沿って進めていきたいと思えます。よろしいでしょうか。それでは、次第の4番目、JOBナビすいた運營業務公募型プロポーザル方式実施要領（案）の確認について、事務局のほうから説明をお願いします。

事務局：まず、実施要領の説明の前に、本日の委員会の成立状況についてご報告いたします。本選定考委員会の総数5名中、出席者は5名ですので、JOBナビすいた運營業務委託事業者選定委員会規則第5条第2項の規定によりまして、半数以上の出席があり、本選定委員会は成立していることをご報告いたします。なお、本日の選定委員会は、会議の性格上、非公開とさせていただくものでございます。よろしくお願いいたします。

委員長：どうもありがとうございます。それでは、次第に沿って進めていきたいと思えますのでよろしくお願いいたします。

事務局：まず、はじめに、お手元に配布いたしております資料の確認をさせていただきます。JOBナビすいた運營業務委託事業者選定委員会次第、次に、JOBナビすいた運營業務公募型プロポーザル方式実施要領（案）、次に、右上に様式1と書いております、JOBナビすいた運營業務委託に係る公募型プロポーザルに関する参加表明書を表紙に様式7までホッチキス留めしております様式集がございます。次に、JOBナビすいた運營業務仕様書（案）、次に、JOBナビすいた運營業務公募型プロポーザル審査基準（案）、それと、リーフレットになっておりますJOBナビすいた印刷物が一枚あります。以上が資料となりますけども、不足等はございませんでしょうか。

事務局：それでは、JOBナビすいた運營業務公募型プロポーザル実施要領（案）について、ご説明させていただきます。JOBナビすいた運營業務公募型プロポーザル

方式実施要領（案）の御確認をお願いしたいと思います。1 目的につきましては、本市で実施いたしますJOBナビすいた運營業務を委託する事業者を選定するために行う、公募型プロポーザル方式について必要事項を定め、事業者から企画書等の提案を募集して、一定の基準で審査し、適切な委託候補者の選定することを目的とします。なお、公募型プロポーザル方式については、前回平成26年にも採用させていただいております。2 事業概要でございますが、JOBナビすいた運營業務を実施いたします場所は、JR吹田駅の北口にあるメロート吹田2階でございます。事業の実施期間は、今年の8月1日から平成32年7月31日まで。予算限度額は消費税込の金額で年額を示しております。3 施設概要でございますが、地域就労支援事業として、障がい者やひとり親家庭の保護者、若年者、中高年齢者など、働く意欲がありながらも課題を抱えて就職を実現できない就職困難者を対象とし平成14年度から実施しております。就労支援施設であるJOBナビすいたJOBカフェすいたは、地域就労支援事業の柱として、この就職困難者をはじめとして、広く市民求職者を対象に就労支援サービスを提供しています。JOBナビすいたJOBカフェすいたは2つのコーナーからなる施設でございます。ひとつは相談コーナーで個別カウンセリングなどを行う施設で、民間事業者さんへの委託部門でございます。裏面に移りましてもうひとつ、市の直営で行っています吹田市無料職業紹介所です。地元企業の求人を開拓して取扱い、職業紹介を希望する市民に対し、マッチングを行っている施設が廊下を挟んで開設をされています。相談から就職の斡旋まで、ひとつのフロアでワンストップサービスを提供するということを図っておる施設でございます。4 参加資格でございますが、法人又は団体、若しくは複数の団体が構成するグループでの応募としており、個人の応募は受け付けておりません。主な要件といたしましては、吹田市競走入札参加有資格者名簿に記載されていること。次に、国税等の徴収金を完納していること。次に、就職支援業務について、3年以上の営業経験を有することなどが確認できること、となっております。5 失格事由につきましては、プロポーザル選定委員に対して故意に接触を求めることや、他の提案者と応募内容の内容又はその意思について相談を行うこと、また意図的に開示するなど選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合、選定対象から除外することとしております。3ページに移りまして、6 公募に係る主なスケジュールでございますが、実施要項等の整理をいたしまして、来週15日に公表させていただきます。同日より今月末までを参加表明書の受付期間とします。参加資格について審査させていただき、結果を通知いたします。その後に現地見学会の開催を6月6日に予定しており、現場を見ていただいたうえで質問の受け付け、その回答を公開いたします。あわせて応募書類の受付を行い、6月中旬以降に予定しています2回目の選定委員会でプレゼンテーションを実施して、その結果を6月下旬頃に受託者へ通知いたし

ます。事業者が交代をすることとなった場合は、7月の1か月程度を引き継ぎ期間とし、8月1日から業務開始という予定でございます。次に、8応募及び参加の
手続につきましては、募集要項等を市の窓口にて用意し、またホームページにも掲
載いたしますので、各ダウンロードしていただき参加表明書及び必要書類につい
て持参もしくは郵送にて提出していただきます。4ページに移りまして、(2) 参
加表明書等の提出について ア、提出書類(ア)参加表明書というものがござい
ます。様式集も合わせてご覧いただきたいのですが、様式1の参加表明書に会社
概要、決算報告書、納税証明書等を添付していただき、提出していただきます。
この参加表明書というものは、前回の公募の際には設けていなかったものですが、
事業の実績等を事前に確認させていただくために本市のガイドラインで定めてお
り、それに基づきまして提出をしていただくものです。5ページには先ほど触れ
させていただきました現地見学会の日程や質問の受付・回答について記載をして
おります。(6) 提案書等の提出について、提出書類の留意事項などを記載してお
ります。7ページに移りまして、9選考の方法でございますが、(1) 審査はプレゼ
ンテーションを行い、(2) 選定の方法については、ア、提案事業者の選考はJ O
Bナビすいた運營業務委託事業者の選定委員会にて、後程ご説明いたしますが、
J O Bナビすいた運營業務委託に係る公募型プロポーザル審査基準に基づいて選
考し、最高点の者を最優秀提案事業者といたします。なお、応募が1事業者であ
っても、選定委員会において選考し、選定事業者の適否を判断するものでござい
ます。選定の結果といたしまして、委員の皆様様の平均得点が6割超えない場合は
失格とします。選定委員会については非公開といたしております。なお、プレゼ
ンテーションの際には可能な限り提案事業者の商号又は名称、代表者氏名などを
匿名とし、提案内容をより客観的にかつ公正に審査できるようにいたします。審
査結果につきましては速やかに応募団体に書面で通知をいたしますとともに、ホ
ームページでの公表を行ってまいります。この際、応募事業者の選定事業者と次
点者の方につきましては、名称も合わせて公表いたします。選定事業者及び次点
者に事故等があるなど、特別な理由がございますときは、応募事業者の中から新
たに選定事業者を選定させていただきます。

最後、10 契約の締結でございますが、最優秀選定事業者と実際の契約に向けた協
議を行ってまいります。委託契約にあたっての契約保証金に関することなどを記
載しております。以上で、J O Bナビすいた運營業務公募型プロポーザル方式実
施要領(案)についてご説明させていただきました。以上でございます。

委員長：ありがとうございました。ただ今、プロポーザル方式実施要領につきまして、事
務局から説明がありましたが、なにかご質問があればお受けしたいと思います。
ご質問等ございますでしょうか。

委員長：よろしいでしょうか。最後にまた総括的な質問等をお受けしたいと思いますので、とりあえず先に進めさせてもらってもよろしいでしょうか。それではですね、続きまして、JOBナビすいた運營業務仕様書（案）について説明をお願いします。

事務局：それでは、仕様書について、ご説明させていただきます。JOBナビすいた運營業務仕様書（案）をご覧ください。まず1番として、委託事業の内容を改めて掲げております。先ほどご説明させていただいたのと重複する部分もございます。こちらで、(5)の利用対象者という欄をご覧くださいと思います。初めの趣旨説明にもございましたが、こういった方を利用対象として想定しているかということがございます。まず、利用対象者の方は、広く市民という言い方をしておりますが、こちらは吹田市内在住、在学、在勤の方、これを想定いたしております。そのうちで、求職者、仕事を求められておる方、アといたしましては、障がい者、ひとり親家庭の保護者など、働く意欲と能力がありながら、就労にあたり様々な課題を抱えている就職困難者。イといたしましては、正社員での就職を目指す若年者や中高年齢者、ウといたしましては、その他就職を目指す者ということで、就職困難者以外でも、地域、地元での就職を目指されている市民の方、こういった方々の支援も合わせて行います。こういう利用対象者でございます。(6) 成果品の帰属 本事業の実施により得られた成果品、情報等につきましては市役所に帰属するということでございます。(7) 貸与物品等、現在のJOBナビすいたにどのような貸与物品、備品類が備えられているかということ、別途一覧というもので示しております。仕様書の一番後ろのページにつけておりますが、会議机であったり、記載台であったり、その他さまざまな備品類、ノートパソコン、プリンター、ビデオカメラなどがございます。こちらもまた、別途ご確認いただければと思います。次に2番、委託事業の実施といたしまして、こちらに具体的な業務概要が出てまいりますので、順に追って見ていきたいと思っております。業務の概要といたしましては、JOBナビすいたJOBカフェすいた相談コーナー、こちらで相談を実施していただくということがございますけれども、先ほど申しました利用対象者の方々に向けた就労相談、就労支援を行っていただくことといたします。その際には、施設としては一体的な運用を図っております、吹田市の無料職業紹介所、こちらと密接に連携を図ってくださいますということもございます。続きまして、裏面2ページへまいりまして、(2)は提案に際して留意いただくべきことでございます。ア～オまで5点ございます。まずア、本業務の目的でございますとか、この続きます2番、下の(4)に業務内容が出てまいりますので、これらを踏まえて具体的に企画提案を行ってください。市が掲げます基本業務以外に、本業務の効果や効率を高める提案事業者さんとして独自の取組みがある場合は、

提案を行ってください。ウ、サービスの提供にあたって、いかなる名目でも金銭及び同様のものを受け取ってはいただけませんとしております。エ、各通信手段パソコン等付帯設備は、原則既存の設備を活用して下さい。オ、施設の賃借料。メロード吹田というJR吹田駅前にございます38階建のビルでございます。こちら民間の施設に入ってございますけれども、こちらの賃借料、共益費、光熱水費、電話等の通信料金及びコピー料金については、吹田市が公費で負担を致しております。こちらの公費については委託料に含めないで下さい。としております。(3) JOBナビすいた運營業務を実施する場所、場所は先ほどご覧いただきました平米数等が目安で示されておりますが、2つめの黒括弧の開館時間につきましては、月曜日～金曜日及び第1土曜日の11時～19時、計8時間の開館でございます。こちら現在の開館曜日時間帯と同じくしております。ただし事業実施期間中に、利用者の状況・ニーズを踏まえて検討の上、変更する場合がありますということに記載しております。したがいまして、現在の休館日は、開館時間を除きます第2～第5土曜日、日曜日、祝日、及び年末年始ということでございます。こちら大型の商業ビルでございますので、メンテナンス等の日程が入る場合でございます。例年2月に1日全館休館となっております。そういった場合は、本施設も休業ということになっております。(4) 実施する業務内容として、(ア)の基本業務でございます。受付業務というものが、まずございます。来場者の受付登録、あるいはサービスの利用予約を行う。あるいはその個人情報保護の関係から適切な情報管理を行うこととしています。(イ)といたしましては、相談・キャリアカウンセリング業務。こちらは運營業務としての主要な部分であろうかと思っておりますけれども、利用者の就職や自立を目指し、それぞれの特性、ニーズに応じた、段階的なカウンセリングを行うこと。利用者の就職や自立に向けて、市の私ども労働部門・福祉部門・教育部門の他、府内の各支援機関、医療機関等との連携を、必要に応じて図って下さい。これらについて、具体的な提案をしてくださいということにしています。また、市といたしまして、保育士等の人材不足解消に向け、保育所の求人情報の提供や就労相談等を行う「保育士・保育所就労支援情報コーナーや、女性の就業支援も重要な視点として捉えておりますので、就職と子育ての両立を支援するためのマザーズコーナーを設け、その利用の方の支援の手立てを考えて下さいということとしております。続きまして3ページ、(ウ)各種就職情報の収集、提供。最新の就職情報誌でございますとか、就職の関連書籍を備えることで、来場者の閲覧に供すること。利用者用のパソコンコーナーのパソコン及びプリンターを、適切に管理をすることでございます。どれだけの備品があるかというのは一覧でお示しをしているわけですが、それ以上に、提案事業者さんとして、備品が足りない、必要だという風にお考えいただく場合については、別途事業者さんの負担で持ち込んでいただいても結構だというふうにしております。

(エ) 広報業務。どういったサービスを提供しているかということを広く情報発信して下さい。ひとつにはホームページの活用が考えられる、と思っております。これ以外にも最近いろいろ電子媒体、SNSなどが発達しておりますので、それらの活用についてもお考えくださいということです。(オ) システム・データベースの構築・運用業務。円滑な実施を確保する為に利用者情報の管理でございますとか、各種サービスの予約管理等行うシステム、データベースを構築運用して下さい。全ての業務を紙媒体でこなすということは、ほぼ不可能であろうと考えておりますので、こういったシステムやデータベースが必要であろうと考えております。下に留意事項といたしまして (a) (b) 2点を上げております。受託者の方にご用意いただくシステムは、次の3つのいずれでも可能といたします。受託者の方が独自で開発をして持ち込まれるシステムやデータベース。もしくは、今の受託事業者さんがご利用になっておりますJOBナビすいた就労支援システム。こちらがございしますが、持ち込んでいただいても、現在あるものを使って頂いても良いですということも示しております。ちなみに、現在の運營業者は(株)パソナ様でございますので、現在のJOBナビすいた運営システムは、(株)パソナ様の所有のものでございます。事業者の受託後は、事業者さんがこのシステム開発事業者さんとの契約を行ってくださいとしております。(カ) 来場者の情報収集及び分析業務。これにつきましては利用者の属性や利用状況を常に情報収集し、分析した上で業務に反映し効果的な相談業務をしていただくという趣旨でございます。4ページ(キ)として、定着状況調査業務。これは、就職相談を経て、例えばハローワークで応募されて面接を受けて就職をされたというときに、そのことを、ご本人から運営事業者さんへご報告をいただくんですけども、そういった方がきちんと職場に定着をできているのかどうか。私どもは、今の時点では、例えば職業紹介所などでも紹介をして、その時に就職出来た方が何割であるかということをよく見ておりますけれども、例えば、紹介をしたものが適切であったのかどうか、相談支援を踏まえて飛び込んで行かれた就職先が、やはり本人に合ったものであったのかどうかということを、後々検証していくということが必要がございますので、一定、3ヶ月及び6ヶ月の時点で継続して就業が続いているかどうかを検証して下さいということをお願いしております。次に業務報告等で、まず(ア)として毎月の報告を行ってください、としております。(イ)として年度末の終了報告を行ってくださいということに記載しております。(ウ)市は、月次報告、年度末にいただく事業実施報告書の他に、雇用情勢や運営業務の把握のために、必要な情報を収集するため、受託者に対して本業務で収集したデータの提供・分析をお願いすることがありますので、速やかに対応してください、と記載しております。続きまして、ウ、実施体制。これは評価の項目にも挙がっていましたが、こういったスタッフが必要ですよということを挙げております。(ア)

としては現場の統括責任者。JOBナビすいたJOBカフェすいた相談コーナーの全体の運営責任者で、市との連絡責任者となります。次に、(イ) 受付担当。利用者が来場されたときの登録、受付業務、特殊サービスの利用受付業務を行っていただきます。(ウ) カウンセリング相談者。相談者の状況に応じカウンセリング業務を行っていただきます。また、留意事項といたしまして、地域就労支援センターの設置要綱にもあることから、1名以上のスタッフを、市町村就職困難者就労支援担当職員、就労支援コーディネーターとして設置してくださいとしています。こちらは、大阪府が実施しております市町村就職困難者就労支援担当職員、就労支援コーディネーター養成講座を受けていただいた方をお願いしております。また、1名以上ということでもありますけれども、みなさんのスキルアップのためにこちらを利用してくださいとしています。続きまして、エ、その他。本市が実施しております就職支援講座の受講受付や受講後の就職状況の確認など、本市の労働施策をはかることとしております。こちらは具体的に言いますと、介護職員初任者研修講座やフォークリフトの資格取得の講座でございます。こちらは、求職者が就職に結びつくような資格を取得していただき、就職をしていただくという支援講座ですけれども、講座希望者はすべてJOBナビすいたの相談コーナーでカウンセリングを受けていただき、就職まで結びつけていただくという構想を持っておりますので、市と連携を図ることという文言を入れております。最後、3番としての留意事項でございます。こちら一般的な事項を掲げているかとおもいます。まず、業務の一括再委託を禁止。契約をした事業者さんが、その業務をどちらかの業者さんへまた丸投げをするということは、禁止をいたします。(2)として守秘義務、個人情報保護、関係法令の順守、(5)、提案内容の遵守、先ほども一部ご質問を頂きましたけれども、提案内容に基づいて市と協議をして定めた業務、受託者として果たすべき責務については誠実に履行いただくとともに、それらが果たされていない場合については、市として請求を求めることがあります。最後に、従業員さんの研修、業務内容、待遇、人権啓発、火災や地震等の緊急時の対応に関する研修、その他業務上必要な研修を実施してくださいということでございます。以上、具体的な業務として、仕様に掲げている内容でございます。よろしく願いいたします。

委員長：どうもありがとうございました。ただいま、仕様書について事務局から説明がありました。仕様書についてご質問があればお受けしたいと思っております。

委員：よろしいでしょうか。

委員長：どうぞ。

委員：前回の分と見比べながらお聞きしてたのですが、3ページの(5)のシステムデータベースの構築・運用業務の中の、(b)のJOBナビすいた就労支援システムなのですが、前は34歳以下の利用者が対象という注意書きが書かれていたのですが、今回は外されています。説明がありましたら聞き逃しておりますので、その取り除いた理由がなにかありましたら、お聞かせ願えたらと思います。

委員長：事務局のほうお願いいたします。

事務局：今ご質問にございました、システムデータベースの件ですけれども、前は34歳以下と35歳以上で使っているデータベースが異なっていたのですが、現在の受託者の方により、データベースが統一されましたので、今回はすべての年齢層がJOBナビすいた就労支援システムで、データ管理されているということでございます。

委員：そういうことですね。以前はマイクロソフトのアクセスが35歳以上ということでしたが、その2本が1本になったということですね。わかりました。ありがとうございます。

委員長：他、よろしいでしょうか。

委員長：私の方からもすみません、開館時間についてですが、以前も出たと思うのですが、月曜～金曜、そして第一土曜、11時から19時、ということですが、これは実際に相談に来られる方のことを考えれば、土曜日も他の曜日もあけることはできないのか、ということや時間をもう少し19時ではなく遅くまですることはできないのか、といった話があったと思います。実際に利用状況はどうだったのでしょうか。あまりそういった要望はなかったのでしょうか。

事務局：前日も19時以降に開館するということがご質問にあったかと思うのですが、まず、開館時間11時から19時まで8時間の開館時間、これは予算の関係上8時間以上開館というのはできかねます。今、開館時間が11時から19時までですけれども、一番利用者が多い時間帯は11時と16時でございます。開館時間を後ろにずらすということになりますと、朝の開館時間が遅くなってしまいます。8時までということでしたら、開館は12時からということになります。現在利用者の一番多い時間帯が11時、16時というところですので、遅くしてしまうと、ニーズにこたえられなくなってしまうことがございます。また、例えば、曜日によって開館時間を変更するというのも、他の堺市さんなど、しておられる

のですが、開館時間の延長はできず、委託料もそのまま、ということですので、曜日によって変えてしまうと、利用者の方の混乱を招く可能性もあります。ですので、在勤・在学・在住の方のニーズに当てはまる時間はいつか、と考えますと、やはり現状の11時から19時で考えていきたいな、と事務局としては考えております。

委員長：午前中の利用が結構多いということなんですね。わかりました。

委員：滞在時間という点は、どのくらい一人当たりかかるのでしょうか。

事務局：予約していただいて、相談カウンセリングなど受付業務がまず30分程度、その他、たとえばそのまま求人を見られたり、パソコンを利用して、1時間から2時間程度と認識しております。同じJOBナビの中で無料職業紹介所という施設もありますので、相談に来られてすぐにお仕事を探したいということでしたら、紹介所のほうへ行っていただいて、実際に紹介を受けていただくという形になっております。そうではなく、履歴書を作りたいとか自己PRを考えたい、ということでしたら、相談コーナーで30分から50分相談を受けていただくということにしております。

委員：パンフレットの時間帯にだいたいおさまっているという感じですか。相談コーナーは30分から50分という感じで。

事務局：受付時間終了が18時45分ですので、間際に来ていただいた方は、また後日ということになるかもしれませんが。

委員：ありがとうございます。

委員長：他はどうでございますでしょうか。

委員長：では、一通り最後まで説明させていただいて、また後程質問をお受けしたいと思います。それではですね、JOBナビすいた運營業務公募型プロポーザル審査基準（案）についての説明をお願いします。

事務局：それでは、表形式になったJOBナビすいた運營業務公募型プロポーザル審査基準をご覧くださいようお願いいたします。こちらの審査基準に基づきまして、提案者の方の企画を作っていただきます。また、次回開催する2回目の選定委員会

のプレゼンテーションの際に、委員の皆様にご覧いただきこの審査基準で採点をしていただくものでございます。まず、票の1行目に審査項目というものがあります。これは、何をもちて審査するのか、というところで、大きく企画書、見積書、プレゼンテーションの3つで判断していただくものでございます。次に、審査基準というものがございまして、これは、大まかに区分いたしましてア、事業所に関する項目、イ、企画・技術提案に関する項目、ウ、参考見積価格に関する項目、エ、ヒアリング、プレゼンテーションに関する項目、の4つに区分しております。次に、左から3・4列目、評価項目、評価の視点というものがございまして、こちらは審査基準のアからエに対してどのような評価をするのか、という審査の視点を書いてございます。次に、配点を記載しております。配点につきましては、5段階での傾斜配分でございます。A優秀である、B満足できる、C平均的である、D物足りなさがある、E劣っていると、評価しております。そしてその評価に基づきまして、配点がふられるという仕組みです。5点の場合は、Aが5点、Bが4点、の順で傾斜配分としております。次に出てきます10点の場合は、Aが10点、Bが8点、という風にEが2点という傾斜配分になっております。20点の場合は、Aが20点、Bが18点、という風にEが4点となっております。こちらの審査基準の用紙はあくまでもホームページや配布時にお配りする審査基準でございまして、今申し上げたAからEは記載しておりません。次回のプレゼンテーションの際には、AからEまでを記載した採点表をお配りいたします。次に、評価項目、評価の視点につきまして、細かく見ていきます。まず、審査基準のア、事業所に関する項目でございまして、実際に受託運営する際の実施体制への評価項目という意味でございまして、評価していただく視点としては、先ほど仕様書でご説明いたしました、スタッフの実施体制が十分であるかどうか、そしてその人員は適切な人材を確保しているか、また、その人権費は適切か、の評価をしていただきます。また、同じく実施体制について、評価していただく視点といたしましては、利用者等の個人情報が多くございますので、管理方法や会社としての個人情報管理体制について評価していただきます。今申し上げた実施体制についてのそれぞれの評価項目については、それぞれ5点ずつ合計10点としております。次に、イ、審査基準、ウ、企画・技術提案に関する項目の、評価の視点をみていきます。こちらの部分が合計60点の配点となっております。まず一つ目、左から3列目の、事業目的及び事業内容についての理解度については、企画書全体をつうじて事業目的を理解し、その事業を踏まえた提案となっているか、が10点。今回提案者が提出される企画書は、すべて会社名などが一切表示せずに出していただく資料となっております。今回の選定委員会のように、事前に企画書は皆様にお配りいたしますので、企画書全体を事前にお読みいただき評価していただく予定でございまして、同じく左から3列目の利用者に応じた具体的な支援方法について

は、二つの評価の視点の項目を設けております。まず、幅広い利用者に応じた段階的な支援メニューが具体的に提案されているか、と、事業目的にそった独自性のある提案がされているか、で、それぞれ10点を配点としております。いろいろな層の利用者の方が来られることを踏まえまして、事業者としてどのようなカウンセリングを段階的に踏んでいくか、また民間事業者としての経験・ノウハウを活かしていただくという重要な視点となっておりますので、それぞれ10点ずつで合計20点の配点としております。次に左から3列目の、関係機関との連携についてにつきましては、就職や自立に結びつけるための、他機関との密接な連携の在り方が構想されているか、として、配点は10点としております。こちらは利用者の方を就職に結びつけるという意味で併設しております無料職業紹介所へつなげることはもちろんのこと、就職の出口ではなく、相談していく中で例えば、生活困窮者であったりすると市の生活困窮者自立支援センターにつなげる、また、就職する前に医療機関で診断が必要でないかということであればその相談機関につなげるというように、利用者の方が施設の利用だけで終わるのではなく、ご本人が今後進むべき支援機関へ適切につなげる提案ができていますか、ということの評価していただきます。次に、利用者のデータの活用については、業務の改善のために必要なデータ収集、集計、分析が可能となるシステム及びその活用策の提案となっているか、とし、配点は10点となっております。先ほどもご説明しましたけれど、利用者の属性などや情報をしっかり収集・分析し、紙媒体だけでは管理は不可能と思われるので、システムを活用しその情報を運営業務にフィードバックしていただくというようなあり方が望ましいと見込んでおります。次に、広報について。利用者サービス内容を効果的に伝え、施設利用が促進される提案となっているか、ホームページだけでなく多様な媒体が提案されているか、としまして、配点は10点となっております。ただホームページでサービス内容を提供発信しているだけでなく、今はさまざまな媒体がございますので、その取り組みを期待するものでございます。次に、評価項目・評価の視点を見ていきますと、ウ、参考見積価格に関する項目。こちらに、本市の定義した方法によるとして記載しておりますが、具体的な定義につきましては、全事業者の最低見積もり価格を当該評価対象の見積もり金額で割り、配点の10点をかけるものとします。わかりにくいですが、例えば、全事業者の最低見積もり価格があくまでも例ですが、2900万円、当該評価対象の見積もり金額が3000万だったとすれば、2900万円割る3000万円に10点をかけまして、9.6点となります。最後に、エの評価項目プレゼンテーションについてですが、わかりやすい企画内容であり、説明に際し意欲はあるのか、また、プレゼンテーションに対する委員からの質問に的確に回答しているかを評価していただきます。こちら20点とさせていただきます。以上、合計点数100点満点で評価していただきまして、

委員さんがつけていただきましたそれぞれの評価点の総合計点が一番高い最高得点者を最優秀提案事業者といたします。もし、最優秀提案事業者に該当するものが複数社いる場合は、原則といたしまして、提案金額の低いほうの事業者さんを最優秀提案事業者といたします。先ほども申し上げましたが、応募者が1社のみでも審査し、適宜を判断いたします。以上、審査基準の説明でございました。

委員長：ありがとうございました。ただいま事務局のほうから審査基準に関する説明がございました。これについての質問等ございましたらお願いいたします。

委員長：この事業所に関する項目につきまして、前回は質問させてもらったのですが、今言われている労働基準法関係、ブラック企業対策という形で、労働基準法関係の法律は順守されているのかというような評価の視点はここには入ってこないのでしょうか。

事務局：まず、提案書を提出する前に参加表明書を、参加資格という形で書類を提出求めさせていただいております。こちらに書類審査という形で参加資格審査をさせていただきますが、今委員長がおっしゃられたような、労働環境に関する法令であったり、ブラック企業か、最低賃金の確保に違反していないか、どうかまでは書類によっては検出は困難かと思いますが、たとえば審査基準の中に、今不足しております、法令の順守であるとか、最低賃金の順守、そういった一步踏み込んだ形で記載させていただいて、評価していただく。このように一步踏み込んで、記載させていただくことによって、この審査基準をもとに企画の提案書を事業者さんが作成されると思うので、そういったところを入れていただく、提案書の中で触れていただくように、審査基準を踏み込んだ形で変えさせていただこうかと思っております。

委員長：それと実施要領の参加資格の中にも、税金の完納だけではなくて、労働基準法に違反していないこともやはり入れておいたほうがいいのではないかなと思うんですけども。当然違反しているような事業者は来ないと思っていますけれど、一応きっちりその辺を入れておいたほうがいいのではないかなと思います。

事務局：参加資格のなかに、文言を。

委員長：文言を。各労働基準法等に違反していないことうんぬんを。

事務局：はい、わかりました。

委員長：あとはどうでしょうか。

委員：今委員長が言われたような項目があれば、いいんじゃないでしょうかね。その辺がだけど、全委員の中とか市の方も一緒になって、提案されたいといった企業に対して調査というか。

委員長：実際は労働準備審査までできればいいんですけどね。実際はそこまで。順守してくださいね。雇用契約書なり労働基準法などはしっかりしている、ということを入れるくらいしかできないかと。

委員：今のお話ですけれども、最近は、各企業さんのほうが厳しい色んな問題がありますからね。自己申告で労働関係に違反していないというペーパーを一枚いただいて、きていただく企業さんが増えてきておりますので、少なくとも必然的になってきているのかなと思います。調査というのは難しいかと思いますが。

委員長：一応、事業者さんには出していただくということですね。

委員：そうですね。そういう就労支援を実施する企業さんが守っていないというのはやっぱり厳しいですよ。

委員：今のお話とかであれば、求人票の違反の部分があつたら、今回、問題にあつた法律の罰則規定になるということであればいいんですけど。今回の法律であつたら罰則まではたぶんいかならないと思うんですよ。だからそこで、どのような書き方をするのが一番いいのか、というのが非常に難しいのと、他にも今いろいろ書いてありますけど、障がい者の促進法のことであつたら雇用率の問題などあるかと思うんですけど、実際それが守られているのか、とか、実際にわからないことが結構あるかと思うんですよ。いつの時点でみたらいいのかというものありますので、非常に言葉的には簡単なんですけど、非常に難しいものかなとは思っています。それともう一つ思ったのが、色んな業務面を見ていたら、書いていることはすごくいいんですけど、なにか数値的な目標が一つも入っていないのかな、というのは少し思ったんですけども。例えば、これだけの事業をやっているのでしたら、どういう対象の人、どれだけの人来てもらって、どうするのか、なにもこのところに、一年間の分でなにも入っていないのかな、っていうのが少しだけ思っただけなんですけども。ただ、これだけのことをやっておりますから、どれだけの数が前年度おられたのか、っていうのも僕らはわからないので。

前年度の数があったら最低限これくらいの人に来てもらうというのがあったら、わかりやすいですけど。そこはちょっとわからないので。ここに入れるべきであるかどうかはわからないのですけども。そういうところが思ったのかな、という感じです。

委員長：だいたい一年間で少なくとも、これだけというものですかね。

委員：そうですね。委託するのであれば、そういうのがあるのかな、っていうイメージはあるんですけども。ただまあ、事業的なものの問題もありますので、実際それがあっているのか、というの。私も来たばかりなのでわかりにくいのですけども。今回こういうのも初めてなので。どれだけのものを取り扱っているのか、というのわからないので。

委員長：一月に何人の相談者があったかっていうのは、統計上、去年の分の集計はわかるんですよ。

事務局：来所者数であったり相談者数というものについてはもちろん把握しております。ただ、具体的に言いますと、平成25年度を境に相談者数、来場者数が減少しているのはあります。大きな要因としましては、求人有効倍率が、平成29年2月でいうと1.45倍というふうにかなり高い状況でございますので、そういう中で、利用者さんが減ってきている。ただ、利用者さんは減ってきているんですけども、その中で就職者、就職する方は増えていっております。ですので、目標値というのは性質上求めることというのは困難と思いますが、前年度に比べてどれくらい利用があつて、どういうことをしたから就職者数が増えた、という分析は、随時していきたいとは考えております。

委員長：相談者に対しては、この3か月・6か月など追跡の調査を行っているということですよ。

事務局：はい、その通りです。

委員長：あと総括的に全体を見まして、なにか質問等あればお願いできればと思います。

委員長：実際の利用状況としては、どういう方が。障がい者、もしくは正社員を目指す方、実際の層としましてはどのような人が多いのでしょうか。

事務局：現在の利用者数の層としましては、34歳以下の方が一番多い状況です。大学を卒業された方で、25歳から29歳の方が一番多いと認識しております。また、子育て世帯の方ですね、育児が落ち着いてこられた方。高齢者の方については男性が多いというふうに、認識しております。

委員長：利用者としては正社員としての就職を目指す方が一番多いという。

事務局：はい、そうです。

委員長：よろしいでしょうか。他に質問は。他にご質問ないようですので、実施要領、仕様書、審査基準については委員の先生方の御承認を得たものとさせていただきます。よろしく願いいたします。

事務局：さきほど委員長のほうからご意見いただきました、労働環境、労働法をきちんと遵守しているかということについて、審査基準であるとか、実施要項の中の参加資格に盛り込むというものでありますが、事務局のほうで作成をさせていただくのですが、事務局も案ですので、それを委員さんの皆様に決めていただきますのは時間的に余裕もありませんので、委員長に見ていただいて、委員長一任という形でさせていただいて、その結果を他の委員さんにメールとかの形になってはしまいますが、お示しさせていただいて、審議という形でもよろしいでしょうか。

委員長：わかりました。よろしいでしょうか。

委員長：では、そういう形でやっていきたいと思えます。あとは事務局のほうから何かございますでしょうか。

事務局：次回の本選定委員会の第2回目の開催は、プレゼンテーションを予定しております。会場等の都合で、2つほど候補日をあげておるんですけども、今よろしければ予定等みていただければと思うんですけども。6月22日（木）か6月26日（月）のどちらかを考えているのですが、6月22日（木）の昼からご都合悪い方はおられますでしょうか。

委員長：特に、大丈夫ですかね。

事務局：6月26日はいかがでしょうか。大丈夫でしょうか。

委員長：大丈夫です。

事務局：それでは6月22日、昼から、プレゼンテーションということで少し早めに設定させていただくと、会場もここは少し狭いので、広い会場で開催させていただきます。こちらにつきまして、また後日案内を送付させていただきますのでよろしくをお願いします。

委員長：じゃあ、次回はプレゼンを受けて審査という形で。

事務局：はい、お願いいたします。

委員長：わかりました。それでは、一応第2回目の開催は6月22日（木）ということで予定させていただきます。時間等につきましてはまた吹田市さんのほうからご連絡いただくということで。これで第1回の選考委員会を終了したいと思います。つたない進行でしたが、無事委員会を終了することができました。どうもありがとうございました。